

【別表】申告の受付場所と期間

受付時間／午前8時30分～正午、午後1時～5時

場 所	期 間
市役所本庁特設会場	2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日曜日を除く。
海上支所1 階相談室	2月24日(月)～28日(金)
飯岡支所1 階旧税務室	3月3日(月)～7日(金)
干潟支所1 階会議室	3月10日(月)～14日(金)

※給与所得者や年金所得者の還付申告に限り、2月12日(水)から市役所本庁特設会場で受け付けます。

「市県民税の申告」と「所得税の確定申告」

受け付けは2月17日(月)から3月17日(月)

税金の申告時期が近づいてきました。準備は済みしましたか？

受付日は別表のとおりです。住んでいる地域にかかわらず、どの場所でも受け付けできます。

疑問解決！専門家による相談会

● 所得税および復興所得税、消費税、事業税、住民税申告書作成相談会

譲渡所得がある、相談内容が複雑な人の相談も受けます。
期日／2月5日(水)、6日(木)

場所／東総教育会館

● 税理士による無料申告相談会
小規模事業者、給与所得者、年金受給者が対象です。

期日／2月5日(水)、21日(金)
場所／東総教育会館(5日)、第二市民会館(21日)

〈共通事項〉

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

給与所得控除などが改正

● 給与所得控除の改正

今回の申告から一部、給与所

得額の計算方法が変わります。給与などの収入金額が1、500万円を超える場合、給与所得控除の上限が245万円になりました。

〈改正前〉

収入金額×95%＝170万円

〈改正後〉

収入金額＝245万円

● 個人住民税の均等割額の改正

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、平成26年度から35年度までの10年間、市民税と県民税の均等割額に、年間500円ずつ加算されます。

〈改正前〉

4、000円(市民税3、000円＋県民税1、000円)

〈改正後〉

5、000円(市民税3、500円＋県民税1、500円)

問い合わせ先

● 所得税の確定申告

銚子税務署

☎0479・22・1571

● 市県民税の申告

市税務課課税班

☎62・5321

インターネットでの確定申告などができます

「住民基本台帳カード(住基カード)・電子証明書」の取得

住基カードに電子証明書の交付を受けると、インターネットでの確定申告などの電子申請や届け出が利用できます。

電子申請・届け出の利用法

①住基カードを取得→②電子証明書を取得→③パソコン・ICカードリーダーライタの準備→④利用者クライアントソフトの設定→⑤電子申請・届け出の開始

住基カードの取得

種類／顔写真付き、顔写真なしの2種類

申請手続き／申請者本人

※15才未満の場合は、要事前問い合わせ。

必要なもの／①公的機関が発行した顔写真付き証明書(運転免許証やパスポートなど) ②健康保険証などの証明書 ③印鑑 ④写真(縦45mm×横35mmで上半身・無帽・正面・無背景で6か月以内に撮影したもの)

※写真は、申請窓口で無料撮影できます。

申請場所／市民生活課、各支所

カードの交付／市民生活課に必要なものを持参し、午後4時まで申請した場合は即日交付します。支所で申請した場合や、必要なものの①と②のどちらかで申請した場合は後日交付となります。

手数料／500円

有効期限／10年間

電子証明書の交付

申請手続き／申請者本人

必要なもの／住基カード

※顔写真なしの場合は、顔写真付き証明書を持参。

申請場所／市民生活課

※支所では取り扱いません。

手数料／500円

有効期限／3年間

※引っ越しや婚姻など、内容に変更があった場合は失効。



顔写真付き住基カード(見本)

問い合わせ先

市民生活課管理班(☎62-5325)